

精神保健福祉手帳の申請の申請に必要なもの

1. 対 象 者

精神疾患を有する者のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制限を受ける方。

2. 交付の手続きに必要な書類等

- 申請書
- 写真（たて4cm × よこ3cm）
- マイナンバーカード
- 精神障害者保健福祉手帳（更新の場合に現在交付を受けているものが必要）
- 次の1～3のうち、どれか1つ

1. 診断書（精神保健福祉手帳用）

2. 障害年金証書（精神障害を事由として受給しているもの）の写し

直近の年金振込通知書の写し、もしくは年金が振り込まれている通帳

同意書

3. 特別障害者給付金受給資格証明書の写し

直近の国庫金振込通知書の写し、もしくは給付金が振り込まれている通帳

同意書

《注》1 診断書の様式については、窓口でご相談ください。

2 申請書については、窓口にあります。

3 写真は1年以内に写したもので、胸から上のもの（たて4cm × よこ3cm）

※ ただし、①～③の写真は使用できません。

①帽子、サングラスを着用した写真

②ボラロイド写真

③デジタルカメラ等で撮影し、家庭用プリンタで印刷した写真

写真サイズの
見本です
(4cm×3cm)
ここには
貼らないで下さい。

問合先：那須烏山市 保健福祉センター 健康福祉課 社会福祉グループ

TEL：0287-88-7115

※申請は、烏山庁舎 市民課 市民窓口でも可能ですが、交付については保健福祉センター 健康福祉課窓口となるので、ご理解いただきますようお願いいたします。